

一般地域の環境基準

地域の類型	昼間:6時~22時	夜間:22時~6時
A	55dB 以下	45dB 以下
B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

A類型:専ら住居の用に供される地域

B類型:主として住居の用に供される地域

C類型:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域